別紙新旧対照表２

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和５３年９月５日付け５３畜Ｂ第２１７３号、５３水振第４６４号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　留意事項 １　（略） ２　サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて （１）～（３）　（略） （４）　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、（１）の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。	第２　留意事項 １　（略） ２　サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて （１）～（３）　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表３

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和５８年７月６日付け５８畜Ｂ第１６７６号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　改正に伴う留意事項 １　新規指定飼料添加物について （１）　（略） （２）ラサロシドナトリウム ア～エ　（略） オ　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、イの規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。	第２　改正に伴う留意事項 １　新規指定飼料添加物について （１）　（略） （２）ラサロシドナトリウム ア～エ　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表４

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和６０年１０月１５日付け６０畜Ｂ第２９２８号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　改正に伴う留意事項 １・２　（略） ３　サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムをそれぞれ含むことができる対象飼料の追加等について（１）～（４）　（略） （５）　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、（２）の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。 ４・５　（略）	第２　改正に伴う留意事項 １・２　（略） ３　サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムをそれぞれ含むことができる対象飼料の追加等について（１）～（４）　（略） ４・５　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表５

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和６２年１２月２５日付け６２畜Ｂ第３０９９号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　改正に伴う留意事項 １　新規指定飼料添加物について （１）　（略） （２）ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム ア～エ　（略） オ　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、イの規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。 ２　（略）	第２　改正に伴う留意事項 １　新規指定飼料添加物について （１）　（略） （２）ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム ア～エ　（略） ２　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表６

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成３年６月３日付け３畜Ｂ第１１１３号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　改正に伴う留意事項 １　（略） ２　対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム等の量の変更について （１）～（４）　（略） （５）　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、（２）の規定にかかわらず、別記１の管理方法を免除し、（３）の規定にかかわらず、肥育期用飼料と同様の管理方法を免除する。	第２　改正に伴う留意事項 １　（略） ２　対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム等の量の変更について （１）～（４）　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表７

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成６年７月１８日付け６畜Ｂ第１０１２号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　留意事項 １～３　（略） ４　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別添２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、１及び２の規定にかかわらず、別記１～３の管理方法を免除する。 ５・６　（略）	第２　留意事項 １～３　（略） ４・５　（略）
第３　（略）	第３　（略）

別紙新旧対照表８

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成１３年１２月１９日付け１３生畜第４５７３号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　改正に伴う留意事項 １～３　（略） ４　飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成２７年６月１７日付け２７消安第１８５３号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１の第３に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙２の第１に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、１の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。	第２　改正に伴う留意事項 １～３　（略）
第３　（略）	第３　（略）